別記第四号様式（投票人名簿登録証明書の様式）（第二条関係）［別紙二］

投票人名簿登録証明書

投票人名簿に記載されている住所
氏　　名

上記の者は、投票人名簿に登録されていることを証明する。

何年何月何日交付

都（道府県）郡（市）（区）何町（村）
選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

憲法改正案の種類	投票期日	令第67条又は第68条の規定による投票用紙の交付	令第82条、第82条の３又は第82条の４の規定による投票送信用紙の交付		不在者投票用紙の返還	投票送信用紙の返還	通常の投票
			船長に対する交付	船員に対する交付			
	何年何月何日	何都（道府県）何郡（市）（区）何町（村）交付	何都（道府県）何郡（市）（区）何町（村）交付	交付	受領	受領 選挙管理委員会委員長印	交付

備考　船員でなくなった場合及びこの証明書の交付を受けた市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書の交付を受けた場合には、この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長に返さなければならない。

備考

1　用紙はなるべく上質の厚紙を用いなければならない。

2　令第47条第２項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

3　令第67条又は第68条の規定により記入する場合には、「令第67条又は第68条の規定による投票用紙の交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

4　令第82条第４項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

5　令第82条の３第３項の規定により記入する場合には、「船員に対する交付」欄に「交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

6　令第82条第15項の規定又は令第82条の３第13項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。

7　南極調査員について

⑴　令第47条第３項の規定により記入する場合には、「通常の投票」欄に「交付」と記入するものとする。

⑵　令第85条第３項において準用する令第82条第４項の規定により記入する場合には、「船長に対する交付」欄に「隊長への交付」と記入するとともに、当該市町村名を併せて記入しなければならない。

⑶　令第85条第３項において準用する令第82条第15項の規定により記入する場合には、「投票送信用紙の返還」欄に「受領」と記入するとともに、当該選挙管理委員会委員長の印を押さなければならない。